



山口市

報道資料

令和3年2月16日

1 件 名 山口市飲食店等感染防止対策強化支援金の創設について

2 内 容

飲食店等における新型コロナウイルス感染症拡大の防止に向けて、市内で飲食店を営む事業者や、飲食店に食材等を納入するなど、関連する市内事業者のうち、売上が大幅に減少している事業者に対して支援することで、事業継続を図るとともに、感染症対策強化や業態の変更等の取組を促進し、「感染拡大の防止」と「地域経済の維持」を図ります。

制度内容の詳細につきましては、別添リーフレットをご覧ください。

1. 支援対象事業者

【飲食店】

市内で飲食店を営み、店舗内で飲食料品を提供する中小企業者

【飲食店への納入事業者】

主に飲食店へ飲食料品等を納入する事業を営む市内中小企業者

【タクシー事業者】

市内でタクシー事業を営む市内中小企業者

2. 支援要件

①令和2年11月・12月・令和3年1月のいずれかの売上が前年同月比で50%以上減少している、又は当該3か月の売上の合計が前年の同じ期間の合計と比較して30%以上減少していること。

※比較する売上については、事業者の総売上

②事業収入が一定以上あること。(月平均 10万円以上)

③引き続き1年以上事業を継続する意思があること。

※上記のほかに各業種ごとの要件があります。

3. 支援金額

【飲食店】

①1店舗につき 20万円

ただし、酒類を提供する夜間営業(18時以降)の店舗は、30万円

②複数店舗を営んでいる場合は、1事業者あたり上記2店舗分を上限額として給付(最大60万円)

【飲食店への納入事業者】

1事業者あたり 20万円

【タクシー事業者】

1事業者あたり 20万円

ただし、1事業所で一般車両を20台以上保有している場合は、30万円



山口市

4. 申請受付期間

令和3年2月22日（月）～3月31日（水）当日消印有効

5. 提出方法

感染拡大防止のため、山口商工会議所宛に郵送にて提出

6. 申請手続きに関するお問合せ先

〒753-0086 山口市中市町1番10号

山口商工会議所 経営支援課

TEL：083-925-2300 FAX：083-921-1555

※お電話による受付は平日の9:00～17:00となります。

7. 本制度に関するお問い合わせ先

〒753-8650 山口市亀山町2番1号

山口市中小企業支援総合相談窓口（山口市役所ふるさと産業振興課内）

TEL：0120-36-3355（フリーダイヤル）

※お電話による受付は平日の9:00～17:00となります。

8. その他

制度の詳細及び申請書類等のダウンロードについては、市ウェブサイトに掲載しています。

URL：

<https://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/63/96921.html>



3. 問い合わせ

山口市経済産業部ふるさと産業振興課商工労政担当

担当：金子・弘中 TEL：083-934-2719 FAX:083-934-2650

山口市飲食店等 感染防止対策強化支援金

新型コロナウイルス感染症の再拡大により売上が大幅に減少した飲食店および飲食店への納入事業者など、関連する市内事業者を対象に、事業継続と感染予防対策強化のための支援金を給付します。

申請期間: 令和3年2月22日(月)～3月31日(水)

<対象>

(1) 飲食店	市内で飲食店を営み、店舗内で飲食料品を提供する中小企業者
(2) 飲食店への 納入事業者	主に飲食店へ飲食料品等を納入する事業を営む市内中小企業者
(3) タクシー 事業者	市内でタクシー事業を営む市内中小企業者

◇中小企業者とは、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業、小規模事業者、個人事業主となります。
◇会食の伴わないテイクアウト・デリバリー専門店、小売店舗に併設されるイートイン、飲食スペースを有さないキッチンカー、調理を受託し提供する施設等は除きます。(詳しくは、Q & Aをご参照ください。)

<支援要件>

対象となる事業者は、以下の全てに該当する場合となります。

【共通項目】 (1) 飲食店 (2) 飲食店への 納入事業者 (3) タクシー 事業者	①令和2年11月・12月・令和3年1月のいずれかの売上が前年同月比で50%以上減少している、又は当該3か月の売上の合計が前年の同じ期間の合計と比較して30%以上減少していること。(創業1年未満は別途) ※比較する売上については、事業者の総売上 ②令和元年度又は2年度の確定申告書の事業収入が一定以上あること。(月平均10万円以上) ③引き続き1年以上事業を継続する意思があること。
(1) 飲食店	①主に飲食業を営み、日常より店舗内に席を設け、当該店舗内で飲食の提供を行う店舗を令和2年11月1日以前から営業していること。 ②飲食店営業・喫茶店営業の営業許可を受けていること。 ③山口県新型コロナウイルス対策取組宣言店の登録店舗であること。
(2) 飲食店への 納入事業者	①市内に主たる事業所を有し、令和元年度又は2年度の確定申告書の事業収入において、飲食提供を行う飲食店等(宿泊施設を含む)に対する飲食料品等の納入による収入が30%以上を占めるもの。
(3) タクシー 事業者	①市内に主たる事業所及び営業区域を有し、国土交通大臣の許可(一般乗用旅客自動車運送事業)を受けていること。(福祉輸送事業限定は除く)

<支援金額>

(1) 飲食店	①1店舗につき 20万円 ただし、酒類を提供する夜間営業(18時以降)の店舗は、 30万円 ②1事業者で複数店舗を営んでいる場合は、上記2店舗分を上限額として給付 (最大60万円) 例: 20万円と30万円の要件に該当する店舗 = 50万円
(2) 飲食店への 納入事業者	1事業者あたり 20万円
(3) タクシー 事業者	1事業者あたり 20万円 ただし、1事業所で一般車両を20台以上保有している場合は、 30万円

本支援金は山口市の受託事業となります

<申請に必要な書類>

- 別添「申請書類確認シート」を確認のうえ、下記の添付書類を提出してください。
なお、創業1年未満の場合は特例がありますので上記シートを確認ください。

下記の申請書類が無い場合は、支援金の交付は受けられませんので、書類の添付漏れにはご注意ください。また、必要に応じて下記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

- 申請書兼請求書（様式1号又は2号）
事業収入等報告書（別紙）
宣誓書兼同意書

山口商工会議所・山口市役所ホームページからダウンロードし印刷いただくか、次の配布場所で様式を入手の上ご申請ください。

<申請書類配布場所>

- ・山口商工会議所
- ・山口県央商工会
- ・徳地商工会
- ・市内各料飲組合
- ・山口市役所各総合支所



<飲食店は下記の書類も提出>

- 食品衛生許可証の写し
飲食店営業許可証の写し 又は、
喫茶店営業許可証の写し

- 酒類を提供し、夜間営業の店舗は、営業実態が分かる資料（メニュー表など）

- 山口県新型コロナウイルス対策取組宣言店への登録

「膳力！安心！やまぐち飲食店応援サイト」への掲載がまだの場合、提出した宣言書等の写し

<タクシー事業者は下記の書類も提出>

- 一般乗用旅客自動車運送事業許可書および経営許可申請書の控えの写し

- 直近の確定申告の写し等

<法人>

- 法人事業概況説明書の写し

<個人事業主>

- 直近の確定申告書（第1表）の写し
（青色申告の場合）
青色申告決算書（1・2ページ）
（白色申告の場合）
収支内訳書（1ページ）

- 売上減少の確認ができる書類（対象月のみ）
（令和2年11月、12月、令和3年1月の売上帳等）

- 市税の滞納の無いことの証明（山口市分）
（発行から3か月以内のものに限る）

- 支援金振込先の通帳の写し
通帳の表面および通帳を開いた1・2ページ
※金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・口座名義が全てわかるものの写しをご用意ください。

- 身分証明書の写し等

<法人>（発行から3か月以内のものに限る）

- 法人登記に係る全部事項証明書の写し

<個人事業主>

- 申請者の顔写真付き公的身分証明書の写し

<申請期間>

令和3年2月22日（月）～3月31日（水）当日消印有効

<提出方法>

感染拡大防止のため、**提出方法は郵送のみ**となります。

提出は、特定記録郵便や宅配便などで追跡ができる方法で送付ください。

なお、**支援金の支払は、申請書受付後、2週間程度**となります。

<申請書送付先>

〒753-0086 山口市中市町1番10号

山口商工会議所「山口市飲食店等感染防止対策強化支援金」係 宛

申請に関するお問い合わせは下記までご連絡ください

TEL **083-925-2300** FAX 083-921-1555

※お電話による受付は平日の9:00～17:00になります

〒753-0086 山口市中市町1番10号 **山口商工会議所 経営支援課**